

○藤枝市れんげじスマイルホール条例施行規則

平成 28 年 3 月 28 日

規則第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、藤枝市れんげじスマイルホール条例（平成 28 年藤枝市条例第 18 号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定める。

(許可申請)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る許可にあつては藤枝市れんげじスマイルホール行為許可申請書（第 1 号様式）を、条例第 6 条第 1 項第 3 号に係る許可にあつては藤枝市れんげじスマイルホール使用許可申請書（第 2 号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

(許可事項変更申請)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項の許可を受けた者が、当該事項を変更しようとするときは、藤枝市れんげじスマイルホール許可事項変更申請書（第 3 号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

(許可書の交付)

第 4 条 第 2 条の規定により、行為許可申請書又は使用許可申請書の提出があつた場合において、指定管理者が支障がないと認めたものについては、藤枝市れんげじスマイルホール行為許可書（第 4 号様式）又は藤枝市れんげじスマイルホール使用許可書（第 5 号様式）による許可書を交付する。

2 前条の規定により、許可事項変更申請書の提出があつた場合において、指定管理者が支障がないと認めたものについては、藤枝市れんげじスマイルホール許可事項変更許可書（第 6 号様式）による許可書を交付する。

(許可書の携帯及び提示)

第 5 条 条例第 6 条第 1 項の許可を受けた者は、許可書を携帯し、係員の要求があつたときは、直ちに提示しなければならない。

(利用料金の減免)

第 6 条 条例第 12 条の規定による利用料金の減免は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらずスマイルホールの効用を高める減免として指定管理者が市長に提案し、その承認を得た場合には、所定の利用料金に市長が承認した割合を乗じて得た額を減額することができる。

3 指定管理者は前項の承認を得た場合には、その内容と割合を公表しなければならない

らない。

（利用料金の減免申請）

第 7 条 利用料金の減免を受けようとする者は、藤枝市れんげじスマイルホール利用料金減免申請書（第 7 号様式）を第 2 条の申請書提出の際に併せて指定管理者に提出しなければならない。

（遵守事項）

第 8 条 れんげじスマイルホール（以下「スマイルホール」という。）に入館する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （１） 所定の場所以外において飲食及び火気を使用しないこと。
- （２） 喫煙しないこと。
- （３） 許可を受けないでスマイルホール内において、物品の展示、販売又はこれに類する行為をしないこと。
- （４） 許可を受けないでスマイルホール内ではり紙、くぎ打等の行為をしないこと。
- （５） 他人に迷惑となるような行為をしないこと。
- （６） その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

（使用許可の取消願い）

第 9 条 行為者が、その許可の取消しを願い出ようとするときは、藤枝市スマイルホール使用許可取消願書（第 8 号様式）を指定管理者に提出しなければならない
（利用料金の還付）

第 10 条 条例第 13 条ただし書の規定による既納の利用料金の還付額は、次のとおりとする。

- （１） 条例第 13 条第 1 号に該当するとき 全額
- （２） 条例第 13 条第 2 号に該当するとき 全額又は一部
- （３） 条例第 13 条第 3 号に該当するとき 全額又は一部

（委任）

第 11 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日規則第 31 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う施設の使用等に係るもので施行日以前に提出された藤枝市れんげじスマイルホール条例施行規則第7条の規定による減免申請書のうち、NPO法人藤枝市体育協会より提出された減免申請書は、NPO法人藤枝市スポーツ協会より提出されたものとみなす。

附 則（令和2年3月23日規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の藤枝市れんげじスマイルホール条例施行規則により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和3年10月27日規則第56号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年12月16日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の藤枝市れんげじスマイルホール条例施行規則により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和4年12月15日規則第46号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	免除及び減額の率
市又は教育委員会が主催で使用する時	免除
市又は教育委員会が共催で使用する時又はNPO法人藤枝市スポーツ協会が主催で藤枝市民等を対象として使用する時	50%
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条に規定する障害者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児並びにこれらの者と同数の介助者が使用する時	免除
社会福祉関係団体等が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条に規定する障害者及び障害児の社会参加を支援することを目的に使用する時	免除

備考 「藤枝市民等」とは、藤枝市民及び市内の事業所等に勤務する者又は市内

の団体をいう。

第 1 号様式(第 2 条関係)

藤枝市れんげじスマイルホール行為許可申請書 ※受付第 号 年 月 日 様 申請者 団体名 住 所 氏 名 電話番号 藤枝市れんげじスマイルホールを次のとおり使用したいので申請します。	
行 為 の 目 的	
行 為 の 位 置	
行 為 の 内 容	
行 為 の 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 日間
行 為 の 使 用 面 積	平方メートル
そ の 他 必 要 な 事 項	

※印のところは記入しないでください。

第 2 号様式(第 2 条関係)

藤枝市れんげじスマイルホール使用許可申請書										
								※受付第	号	
								年	月	
								日		
様										
申請者 団体名										
住 所										
氏 名										
電話番号										
藤枝市れんげじスマイルホールのスポーツゾーンを使用したいので、次のとおり申請します。										
使用日時等	月 日 (曜日)	時 分 から	一般・生徒	空調 設備 使用	有 無	スポーツゾーン	円			
		時 分 まで	児童・幼児			空調設備	円			
	月 日 (曜日)	時 分 から	一般・生徒	空調 設備 使用	有 無	スポーツゾーン	円			
		時 分 まで	児童・幼児			空調設備	円			
	月 日 (曜日)	時 分 から	一般・生徒	空調 設備 使用	有 無	スポーツゾーン	円			
		時 分 まで	児童・幼児			空調設備	円			
	月 日 (曜日)	時 分 から	一般・生徒	空調 設備 使用	有 無	スポーツゾーン	円			
		時 分 まで	児童・幼児			空調設備	円			
	月 日 (曜日)	時 分 から	一般・生徒	空調 設備 使用	有 無	スポーツゾーン	円			
		時 分 まで	児童・幼児			空調設備	円			
	月 日 (曜日)	時 分 から	一般・生徒	空調 設備 使用	有 無	スポーツゾーン	円			
		時 分 まで	児童・幼児			空調設備	円			
	使 用 目 的									
	予定使用人数		人							
利 用 料 金		円	内 訳	ス ポー ツ ゾ ー ン		円				
				空 調 設 備		円				

※印のところは記入しないでください。

第 3 号様式(第 3 条関係)

藤枝市れんげじスマイルホール許可事項変更申請書 ※受付第 号 年 月 日 様 申請者 団体名 住 所 氏 名 電話番号 年 月 日 第 号による許可事項を次のとおり変更したいので申請します。	
変 更 す る 事 項	
変 更 す る 理 由	
そ の 他 必 要 な 事 項	

※印のところは記入しないでください。

第 4 号様式(第 4 条関係)

藤枝市れんげじスマイルホール行為許可書 第 号 年 月 日 申請者 団体名 住 所 氏 名 電話番号	
行 為 の 目 的	
行 為 の 位 置	
行 為 の 内 容	
行 為 の 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 日間
行 為 の 許 可 面 積	平方メートル
そ の 他 必 要 な 事 項	
許 可 の 条 件	
上記のとおり藤枝市れんげじスマイルホールの使用について許可します。 年 月 日 許可者 印	

第 5 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

藤枝市れんげじスマイルホール使用許可書

団体名

代表者

住所

許可者

下記のとおり使用を許可します。

使用目的				人数				催事名			
料金区分、減免等											
No.	使用会場・設備名				使用日時			料金			
	</										

第 6 号様式(第 4 条関係)

藤枝市れんげじスマイルホール許可事項変更許可書 第 号 年 月 日 申請者 団体名 住 所 氏 名 電話番号	
変 更 す る 事 項	
変 更 す る 理 由	
そ の 他 必 要 な 事 項	
許 可 の 条 件	
年 月 日提出の許可事項変更申請書による使用について許可します。 年 月 日 許可者 ㊟	

第 7 号様式(第 7 条関係)

藤枝市れんげじスマイルホール利用料金減免申請書 年 月 日 様 申請者 団体名 住 所 氏 名 電話番号 次のとおり藤枝市れんげじスマイルホールの使用に関する利用料金の減免を受けたいので申請します。	
施 設 の 名 称	
使 用 日 時	
使 用 目 的	
減免を受けようとする理由	
そ の 他 必 要 な 事 項	
障害者等の来場見込数	

第8号様式(第9条関係)

藤枝市れんげじスマイルホール使用許可取消願			
年 月 日			
(あて先)			
申請者 団体名			
住 所			
氏 名			
電 話			
次のとおり 使用許可の取消しを願います。			
使 用 日 時	年 月 日 前 午 後	時から	
	年 月 日 前 午 後	時まで	
使 用 目 的			
使 用 施 設		付 帯 設 備	
使用許可年月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
取 消 し を 願 う 理 由			
還 付 金 振 込 金 融 機 関 名 及 び 口 座 番 号	銀 行 信用金庫 店 農 協	口 座 番 号	
		口 座 名 義	

※口座名義の氏名は、使用許可を受けた者の氏名と同じであること。

第 1 号様式（第 2 条関係）

第 2 号様式（第 2 条関係）

第 3 号様式（第 3 条関係）

第 4 号様式（第 4 条関係）

第 5 号様式（第 4 条関係）

第 6 号様式（第 4 条関係）

第 7 号様式（第 7 条関係）

第 8 号様式（第 9 条関係）